

定 款

第1条 名称・所在地

本会は、ツーク日本語学校「Japanische Schule Zug (JSZ)」と称し、スイス民法典第60条に従う公益法人で、その所在地をツーク州に置く。

第2条 会の目的

- (1) 本会は、日本語と日本文化への理解を深めてもらうことを目的とし、その実現を図る。
- (2) 本会は、すでに有している日本語の知識を一層深め、上達させることを望む児童生徒および青少年たちや、将来的に、日本の学校への編入学の可能性を把持したい児童生徒および青少年たちに日本語および日本文化の授業を施す。
- (3) 本会は上記2. に挙げた目的をより有意義に補完できる限りにおいては、上記以外の者らの為にも催事および授業を実施できる。
- (4) 本会は、上掲の目的を充足させるために、有資格教員およびそれに準ずると認められる者を採用する。
- (5) 本会は、政治的中立性、宗教的中立性を保持する。
- (6) 本会は、専らかつ直接に、税法(公課)的意味での公益性を追求する。本会は無私の目的のために活動をする。本会は税法上優遇される法人設立法による制約を受け、当該関係法の効力を有する。本会は、第一義的に経済的利潤の追求をしない。

第3条 資金

本会の目的を追求するために、本会は以下の資金調達方法を有する。

- ・ 年会費
- ・ 授業料
- ・ 本会が携わる催し物や講習会による収入
- ・ 補助金
- ・ 寄付や贈与

第4条 事業年度

本会の設立後最初の事業年度の開始の日は、本会の設立の日による。次年度からは、8月16日に開始し、翌年の8月15日に終了する。

第5条 会員

- (1) 会員は、本会をその理想実現のため、そして経済的自立のための支援をする個人である。
- (2) 第2条第(2)項の授業に参加する児童の養育者は、会員にならなければならない。
- (3) 会員および第2条第(2)項で述べられた児童生徒および青少年の養育権を持つ者は、総会に参加する権利、総会を構成する権利および議題提案権を有する。
- (4) 会員は、総会において一票の票決権を有する。

- (5) 会員は、運営委員被選挙権を有する。
- (6) 会員は、協会の多様な任務および義務を遂行するために、積極的に無償での作業奉仕によって貢献をする。何らかの理由で、無償で作業奉仕ができない場合、適切な寄付によって代替することも可能である。

第6条 会員の受け入れ

会員は本会へ入会を希望する場合、書面で運営委員会に提出する。会員の受け入れについては、運営委員会がこれを一ヶ月以内に申請者に書面で通知する。会員資格は、運営委員会による承認と会費納入をもって開始する。

第7条 会員資格の喪失

会員は、退会または死亡した時に資格を喪失する。

第8条 退会

会員は、いつでも、第5条第(2)項の内容に反しない限り、退会届を書面またはEメールで運営委員会に提出して退会することができる。但し、退会日は退会届出書の提出日より遡ることはできない。

第9条 除名

会員が下記いずれかに該当したとき、運営委員会は会員を本会から除名できる。但し、除名日を遡ることはできない。

- ・ 故意に本会の目的に違反する行為をした場合
- ・ 本会の名誉を著しく傷つけた場合
- ・ 会費の納入の義務を履行しなかった場合

運営委員会は除名の前に該当会員から事情を聞く機会を設ける。除名については、運営委員会が該当会員に書面で伝える。

第10条 会費

- (1) 会費は入会時または事業年度開始時に、該当事業年度分を徴収する。
- (2) 会員資格の変更、退会や除名の際、すでに納入した会費は返還しないものとする。
- (3) 運営委員会は事業年度毎に会費の額を決定する。
- (4) 運営委員会の役職を担う会員は、その任期中の会費を免除する。

第11条 会の機関

本会の機関は次のとおりである。

- ・ 総会(会員で構成され、本会の最高機関である)
- ・ 運営委員会

第12条 総会

12.1 開催

- (1) 運営委員会は毎年、事業年度開始より3ヶ月間に定例総会を開催しなければならない。
- (2) 運営委員会または会員の5分の1以上の請求があれば、目的を示した上、何時でも臨時総会開催を要求できる。臨時総会は、開催要求受付から2ヶ月以内に開催されなければならない。
- (3) 運営委員会は、遅くとも総会開催の1ヶ月前に書面またはEメールで招待状を送付し、議案について会員に伝える。
- (4) 会員は、総会の2週間前までに議題を運営委員会に書面またはEメールで提案し、運営委員会は会員に書面またはEメールで総会の1週間前までに提案された議案について知らせる。
- (5) 総会では、議案に関わる限り、新たな提案を示すことができる。
- (6) 運営委員会は、議長および議事録作成のための書記を、それぞれ1名選出する。
- (7) 書記は、総会議事録作成にあたる。

12.2 任務と権限

次に掲げる事柄は、総会のみ有効な決議事項とする。

- (1) 集計係りの選出
- (2) 前総会議事録の承認
- (3) 運営委員会による、既終了事業年度報告の承認
- (4) 既終了事業年度決算および損益計算書の承認
- (5) 運営委員会の退任承認
- (6) 代表、副代表および他の役員の選出
- (7) 会員または運営委員会より提出された新議案(12.1(5))について、検討か議決かを定める権利。
- (8) 定款の変更
- (9) 会の解散および清算

12.3 議決

- (1) 決まりに則って召集された総会であれば、出席会員の数に関わらず議決能力を持つ。
- (2) 議決は出席正会員による単純過半数によるものとする。定款変更または会の解散に関しては、出席会員の3分の2の票決をもって議決する。得票数が同じ場合は、議長が決定権を持つ。

第13条 運営委員会

13.1 運営委員会構成員

- (1) 運営委員会は代表・副代表を含む2名以上で構成され、その他の役割を担う運営委員を有することもできる。
- (2) 運営委員会は、会員により構成される。

- (3) 本会と雇用関係にある運営委員は、己の労働条件に影響を及ぼす事柄に関し、提案権は有するが、票決権は有さない。
- (4) 任期は選出より次の定例総会において退任承認を受けるまでとする。ただし、運営委員会の再任は妨げない。

13.2 任務と権限

(1) 運営委員会

- ・ は、法律またはこの定款の内容に反しない限り、全ての権限を持つ。
 - ・ は、本会の運営にあたる。
 - ・ は、本会の第3者に対し、本会を代表する(広報活動)。
 - ・ は、財務・契約関連書類には2名の署名を要し、署名者は運営委員会で決定する。
 - ・ は、総会で議決されたことを実行する。
 - ・ は、運営規則を公布することができる。
 - ・ は、委員会を任命することができる。
 - ・ は、本会の目的を達成するために妥当な報酬で必要な人物を雇用または業務委託することができる。
- (2) 運営委員会は、総会の決定なしに役職を増やすことができる。1名が2つ以上の役職を兼任することも可能である。
 - (3) 運営委員会は、その任期中必要に応じ、何度でも会議を招集できる。運営委員それぞれは、理由を明確にしたうえで、会議の招集ができる。
 - (4) 運営委員全ての同意が得られれば、Eメールによる議決を可とする。
 - (5) 運営委員会は名誉職であり、職務遂行に必要な実費のみ支給し、原則として無報酬である。

第14条 責任範囲

本会負債の賠償責任は、本会資産の範囲に限定され、会員個人は一切の責任を負わない。

第15条 会の解散

- (1) 本会の解散は、総会の議決によるものとする。
- (2) 本会の解散時、残存資産は本会と同一またはこれに準ずる目的を有する非営利団体に譲渡される。残存資産は、本会員間で分配譲渡されることはない。

第16条 書面性

署名を必要としない限りは、Eメールによる連絡を書面と同等とみなす。

第17条 発効

本定款は2018年3月21日の臨時総会承認を以て同時に効力を発するものとする

初版定款(20140329 Statuten V1.1)は2014年3月9日に発行し、2018年3月20日を以て効力を喪失する。

以上、役所提出のドイツ語文が正文。当日本語訳は副文。

場所、日付: _____

名前: _____

運営委員

名前: _____

書記